

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- （歯初診） 初診料（歯科）の注1に掲げる基準 第173号
- （外感染1） 歯科外来診療感染対策加算1 第334号
- （歯援診2） 在宅療養支援歯科診療所2 第17号
- （歯技連1） 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算 第47号
- （歯CAD） CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー 第151号
- （補管） クラウン・ブリッジ維持管理料 第366号
- （歯外在べI） 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）第258号

（2025年4月1日時点）